

令和8年度職員採用試験 試験案内〔対象区分： 職務経験者 [30歳以上]〕

令和8年4月1日
社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会

第1次試験日 令和8年5月30日(土)

申込期間 令和8年4月24日(金)から5月22日(金) 17:00まで

わたしたちがめざすもの

「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会では、このような人材を求めています

チームや組織の一員として周囲を尊重しつつ、自らの意思で考え積極的に行動することで、組織と自身の成長に貢献できる人

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会職員採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数

試験区分	採用予定人数	受験資格	職務内容
事務 (総合職)	若干名	裏面の 「2受験資格」を ご確認ください	<p>総合職として、本会や事業所が活動するための運営面全般や以下の相談援助業務等に従事します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の調査、連絡調整、企画および実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・日常生活自立支援事業の実施 ・児童厚生施設等の運営 ・地域包括支援センター事業の実施 ・生活困窮者自立支援事業の実施 ・その他団体における業務の従事 (区社会福祉協議会、シルバー人材センター等) など
<p>【参考】過去3年間の新規採用・任用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月：10名 ・令和7年4月：15名 ・令和6年4月：29名 <p>※全ての採用試験区分及び任用の実績を含む</p>			
勤務場所			
<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市社会福祉協議会 ・区社会福祉協議会 ・いきいき支援センター(地域包括支援センター) ・障害者・高齢者権利擁護センター ・成年後見あんしんセンター ・法人後見センター ・高齢者/障害者虐待相談センター ・障害者差別相談センター ・障害者雇用支援センター 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉研修センター ・高年大学鯉城学園 ・meitoこどもランド・とだがわ ・児童館 ・福祉会館 ・仕事・暮らし自立サポートセンター ・住まいサポートなごや ・シルバー人材センター <p style="text-align: right;">など</p>	

2 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢

昭和42年(1967年)4月2日から平成8年(1996年)4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間で職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、1つ以上の勤務先で3年以上継続して就業していた期間が必要。

※職務経験とは、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等で、一つの勤務先で週あたり30時間以上の勤務時間を1年以上継続していた期間をいいます。育児・介護休業、私傷病による休職等で勤務を行わなかった期間は通算せず(※産前産後休暇は通算)、同一期間内で重複した就業がある場合は一方のみを通算します。期間の計算にあたっては最終頁【職務経験期間の計算について】を参照してください。

(3) 下記のいずれにも該当しない方

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 本会職員である者(ただし、パート職員、臨時職員及びパート・臨時相当職を除く)

3 第1次試験

(1) 日 時 令和8年5月30日(土) 午前9時00分集合

(2) 試験会場(予定) 名古屋市北区清水四丁目17-1

名古屋市総合社会福祉会館 会議室(北区総合庁舎7階)

(3) 試験の種類・時間・内容等

試験の種類	形式	試験時間	試験の内容
小論文試験	記述式	9:20~10:20 (60分)	一定の課題に対する論理的思考力、文章表現力等をみる試験
能力試験	択一式	10:40~12:30 (110分程度)	SPI3による基礎能力検査 能力検査とともに適性検査も実施しますが、適性検査は合否に影響するものではありません。

能力試験(SPI3)において一定の合格基準に達しない方は、小論文試験の採点を行わず不合格となる場合があります。SPI3については能力検査とともに適性検査も実施しますが、適性検査は合否に影響するものではありません。

※試験会場内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。試験会場に入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中に入れてください。また、携帯機器等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

4 第1次試験合格者の発表

令和8年6月25日(木)以降、6月29日(月)までに合格者へ個別に通知します。

(不合格者には通知しません。)

なお、第1次試験合格者には7月中旬に開催する「業務説明会(懇談会)」の参加を案内します。詳細は第1次試験合格発表時に合格者に文書で通知します。参加は任意です。

5 第2次試験

試験の種類	日程(予定)	試験の内容
個別面接 (プレゼンテーションを含む)	令和8年8月16日(日) から8月19日(水)の いずれか1日	・過去の職務で培われた経験や能力を、本会職員としてそれらを業務にどう活かすことができるかをプレゼン形式で発表 ・発表についての質疑応答と、人物についての個別面接

※試験日程等の詳細については、第1次試験合格者発表時に合格者に文書で通知します。

6 第2次試験合格者の発表から採用まで

- (1) 第2次試験の結果は令和8年8月下旬以降に合否にかかわらず個別に通知します。
- (2) 第2次試験合格者には健康診断を受けていただきます。
- (3) 令和8年9月中旬以降に採用内定通知を送付し、関係書類を提出していただきます。
なお、関係書類として職歴等証明書や確定申告書(自営業の場合)等を提出いただき職務経験期間の確認を行います。試験申込書に記載の職歴等を確認できなかった場合は受験資格がなかったものとして合格を取り消すことがあります。
(職歴等証明書には、就業先の会社名、代表者名、社印(代表者印)、就業期間、週あたり勤務時間、職務内容等を記載いただきます。)
- (4) 受験資格がないことや試験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。

7 採用日

令和9年4月1日以降

※状況により早期採用となる場合もあります。

8 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	配点 得点 順位	・各試験の結果発表当日からその翌月同日まで(ただし、最終日が土・日・祝日・振替休日にあたる場合は、次の平日まで。)	事前に名古屋市社会福祉協議会総務部に電話にて連絡し開示日時の調整を行った上で、受験者本人が①運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの)及び②受験票を提示して請求してください。
第2次試験 不合格者	配点 得点 (第2次試験のみ) 順位	・8時45分から17時30分まで(土・日・祝日・振替休日を除く)	

(注)・請求できるのは受験者本人が直接来所した場合のみです。(代理による請求はできません)また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

- ・必要提示書類(身分証明書及び受験票)がない場合は開示できません。
- ・開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。
- ・開示の申し出から開示までに数日の時間を要します。

9 給 与 (初任給の例)

(令和8年4月1日現在)

試験区分	(参考) 大学卒 採用時22歳	大学卒 採用時32歳 職務経験10年	大学卒 採用時40歳 職務経験18年
事務(総合職)	257,140円	308,890円	329,590円

- ・上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・初任給には経歴に応じた加算がなされる場合があります。
例示にあたっては、22歳で大学を卒業した後、正社員としての継続した職務経験(本会での職務と直接関係があると認められる職務)を有する場合の加算をしています。職務経験内容等により上記の初任給例と異なる場合があります。
- ・上記の他、通勤手当等の諸手当をそれぞれの支給要件に応じて支給します。
- ・採用されるまでに変更する場合があります。

10 受験手続

(1) 試験申込書、職員採用試験案内の配布

- ・名古屋市総合社会福祉会館5階の名古屋市社会福祉協議会事務室等にて配布します。
- ・名古屋市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。ファイルはPDF形式です。開けない場合は、Adobe Readerをインストールください。

(2) 申込方法

申込方法:	本会専用サイトからのみ受付 https://req.qubo.jp/shakyo-houkatsu758/form/test26
提出書類等	①試験申込書(1) 写真1枚を貼付。 ②試験申込書(2) 指定の記入欄の中に簡潔かつ具体的に記載してください。 ※手書きの申込書はスキャンしてデータ化する、もしくはデータ入力した申込書を所定の提出フォームからご提出ください。顔写真の貼付がない場合は、別途データ要送信。
申込期間:	令和8年4月24日(金)から5月22日(金)17:00まで 申込を受け付けた方には、受験票を順次返送します。5月28日(木)までに受験票が届かない場合は、名古屋市社会福祉協議会総務部へお問い合わせください。

11 注意事項

- (1) 提出書類に不備がある場合は受理できません。**期限に余裕をもってお申し込みください。**
- (2) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (3) 第2次試験対象者については第1次試験の結果、最終の合格については第2次試験の結果を持って合否を決定します。
- (4) 受験しなかった試験の種類があった場合は、すべての試験を採点しません。
- (5) **電話等による合否に関する問い合わせには応じられません。**
- (6) 同じ試験区分の採用試験においては、1つの対象区分のみ受験申込が可能です。

12 その他

- (1) 本会及び本会採用試験の情報等については、下記にてご確認ください。

①マイナビ 2027 (<https://job.mynavi.jp/27/pc/search/corp99204/outline.html>)

②本会ホームページ (<https://www.nagoya-shakyo.jp/>)

- (2) 過去3年分の小論文試験の問題を本会ホームページに掲載しています。(昨年度の教養試験の問題(抜粋)も掲載されていますが試験内容が異なりますのでご注意ください。
- (3) 受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
- (4) 気象状況や感染症等により安全な試験実施が危ぶまれる場合は、試験前日までに(1)①本会ホームページに対応を掲載しますので、確認してください。

【申込先・問合せ先】

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 総務部(担当/長嶋、石川)
TEL (052) 911-3192
FAX (052) 913-8553

【職務経験期間の計算について】

○期間の計算方法

- ・勤務を開始した日が月途中の場合又は勤務を終了した日が月途中の場合においてもその月は1か月の勤務期間とみなします。(ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの勤務先での勤務が1年以上継続している場合に限る)

【例】平成30年10月15日～令和7年3月15日の職務経験 = 6年6月

- ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用して週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間が週あたり30時間以上(勤務時間)であることが必要です。

○その他

- ・平成28年3月31日以前の職務経験期間を通算して1年以上継続した職務経験であっても、平成28年4月1日以降の職務経験期間が1年以上継続していなければ通算できません。
- ・週あたりの勤務日数が5日でなくても、一つの勤務先で週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続していれば通算することができます。
- ・職務経験期間中の役職等は問いません。